

[Article]

The City of Osaka's Suicide Prevention Policy in the Edo Period (Part II)

— A Study of Sennichi Cemetery's Death and Burial Records —

Hideki Kishida*

* Aino University, Faculty of Nursing and Rehabilitation, Department of Occupational Therapy

Abstract

Discussed in this article are the following facts :

- 1) In an effort to eliminate institutional ambiguity, an official process was established. It included obligation to inform the town magistrate of a suspected case of unnatural death, confirmation of the manner of death by the postmortem examiner and burial of the corpse. This process illuminated the crime prevention role played by Hijiri-Roku-Bou (Hijiri Six Masters ; HSM) ;
- 2) The Lovers' Suicide Ban (1722) was introduced to make lovers' suicides / suicide pacts illegal (a crime called "Aitai-jini"). Very severe punishments were imposed on lovers who violated this ban and their naked corpses were often exposed in public ; and
- 3) Though normal suicide (committed solo) was not a crime itself, the behavior brought about official intervention by the postmortem examiner and the dead body was exposed or examined in public. In cities, unlike in rural communities, there was practically no funeral rite for a suicide and his/her family and community were left unattended.

Finally, an analysis from the viewpoint of Durkheim's suicide classification will be presented. At Sennichi Cemetery, a suicide mecca, the introduction of the Lovers' Suicide Ban successfully controlled lovers' suicides, which were epidemic during economically prosperous periods, as well as normal suicides during famines. As a result, suicide attempts were effectively deterred for a long time. Under the ban HMS and Hininban (policemen in the Edo period) fulfilled their own tasks and contributed to suicide prevention.

Key words : official confirmation that the manner of death is suicide, lovers' suicide/suicide pact, normal (single, solo) suicide, punishment, Lovers' Suicide Ban

近世都市大坂における自殺対策（後編）

—— 千日墓所の死亡埋葬記録に基づいて ——

岸 田 秀 樹*

【要 旨】 本稿では、第1に、制度的問題の解決を通して、不審死体の届出、死亡の種類 of 公的認定、分担死体の埋葬の義務を含むプロセスが確立し、聖六坊の防犯的役割も明確になったことを明らかにする。第2に、心中法度の成立により男女の情死が「相対死」という犯罪となり、死体の裸晒しを含む、過酷な刑罰が適用されたことを示す。第3に、個人単独の自殺は犯罪ではなかったが、検使役による公的介入を招き、死体が自殺現場に晒されたり、公衆の面前で体表検索されたりし、都市では自殺者の葬送儀礼と家族のケアを欠いていたことを示す。最後にデュルケムの自殺類型論の観点から、大坂の自殺名所であった千日墓所で、心中法度成立後、経済的繁栄期における相対死の流行、飢饉時の単独自殺の増加の影響を遮断し、自殺抑止期間が延長している成功的事実を検討し、心中法度を背景にして聖六坊や非人番が自らの職務遂行を通して自殺予防に貢献したことを明らかにする。

キーワード：自殺認定、心中・相対死、単独自殺、刑罰、心中法度

I は じ め に

本稿では、自殺予防のエビデンス探求のために、『道頓堀非人関係文書』（以下、『文書』）の死亡埋葬記録から抽出した自殺記事の一群を分析する。

自殺記事には、発見された不審死体が最終的に「自殺」死体として埋葬されるプロセスに沿って、複雑な情報が含まれる。そこで本稿ではまず、上記プロセスに関与する都市大坂の住民、町奉行所、聖六坊らの行動がさまざまに問題化し、その解決策によってかれらの行動が規制される仕方に基づいて、上記プロセスの諸規則を明らかにする。

上記諸規則はまた、幕府による心中法度制定によっても影響を受けた。元禄～享保期、上方で流行した男女の情死、心中は幕府の逆鱗に触れ、心中法度により

相対死という犯罪とされ、死体にまで及ぶ過酷な刑罰が科された。千日墓所は相対死死体の晒し場になった。

他方、個人が単独で遂行する自殺までが犯罪とされたわけではない。従って、刑罰的観点から当時の自殺は、刑罰の対象となる自殺（相対死）とならない自殺（単独自殺）の2種類に分かれる。とは言え、単独自殺の扱いに非難の色合いがないわけではない。本稿では、相対死と単独自殺の扱いについてそれぞれ1章を当てて詳述する。

最後に、相対死と単独自殺の記事を死体の発見場所・時期に従って整理し、

- 1) 相対死は経済的繁栄期に流行し、単独自殺は飢饉時に増加したこと、
- 2) 上記はアノミー的自殺と宿命論的自殺による説明が可能であること、

* 藍野大学医療保健学部作業療法学科

3) 自殺のメッカ、千日墓所における相対死、単独自殺の抑止期間の延長を指摘し、法的規制による自殺予防という構想の意義を主張する。

II 自殺死体をめぐる諸規則

『文書』に掲載されている自殺記事は82件、死亡者は117人である。前編表2の死亡語彙にある「自害」は刃物を使用した自殺、「首縊」は首を何らかの方法で縊った自殺、「捨身」は首縊に使用されている。以上が表題に使用されている記事は、個人が単独で自殺した記事である（単独自殺）。他方、「相対死」の手段・方法も「自害」、「首縊」がほとんどであるが、入水自殺の「身投げ」が僅かに3件含まれる。

上記方法・手段では死体に生存中の身体を破壊した外傷が残るため、それが他者による他殺か否かの検証が必要であり、検使役の出動が求められたはずである。以下では、不審死体が「自殺」死体として埋葬されるプロセスについて検討する。

II-1 基本プロセス

死体発見場所は、その記載がある自殺記事77件のうち、13件が非人垣外内、2件が竹林寺内、1件が聖六坊、23件（内4件は心中・相対死）が墓所内であり、以上39件が地元、旧難波村領内である。これらすべてにおいて、①不審死体の発見、②町奉行所へ届出、③検使役の出動、④自殺認定、⑤埋葬という基本プロセスが踏まれている。

残り38件の自殺記事記載の発見場所は、大坂三郷内およびその近辺に広がっている。旧難波村庄屋の記録は、地元ほど精緻ではない。しかしそこには、基本プロセスをめぐる葬送者と町奉行所による逸脱行動と聖六坊の対応が記録されている記事が含まれ、それらは基本プロセスが確立する経緯の分析に役立つ。

II-2 死体差し戻し

上記の地元外38件の自殺記事に、「病死」として運び込まれた死体に、聖六坊が「首ニ繩目跡」や「咽喉両耳之後へ廻り括目跡」等々の問題を発見し、受け取らずに「差し戻し」た、という差し戻し事例が8件見られる。

享保16（1731）年の隠居の事例¹⁾では、「首ニ繩目跡有之」のため聖六坊が差し戻した後、隠居が居住した備後町から検使役の出動を町奉行所に願い出、墓所

での検使役による死骸改（吟味〔検死〕）の結果、「首縊候体ニ紛無之」となり、その書付を備後町に持参したところ、翌日、「病乱ニ而捨身」と判明し、「勝手次第取置」で埋葬されている。

上記では、①不審死体の発見者を聖六坊とし、基本的に上記②～⑤のプロセスが踏みなおされていることが分かる。諸他の差し戻し事例の記事でも、検使役による検死と自殺認定だけは、共通して記載されている。検使役の出動が町奉行所への届出を要件とし、死体埋葬は不可避であるため、差し戻し事例では原則的に上記①～⑤のプロセスが踏みなおされた、と考えることができる。

こうしたプロセスでは、聖六坊は埋葬直前に検使役と類似した役割を果たしている。他方、検使役の検死心得とされた『無冤録述』²⁾（元文元〔1736〕年）には、死因の体表検索の仕方のみならず、死体現場の検分や発見者・遺族関係者への事情聴取の仕方が詳述されている。聖六坊は死体現場から離れており、検使役の脇役的存在であったが、法律をすり抜け、ごまかす行為については最後の関門としての役割を担ったのである。

II-3 紛争とその解決

差し戻し事例で問題となるのは、死因をめぐる見解の相違から葬送者と聖六坊との紛争へと発展しかねないことであり、実際にそうした事例が見られる。聖六坊にとって不審死体は、差し戻せば葬送者の恨みを買ひ、見逃せば犯罪に利用されかねない、いずれにせよ厄介な死体であった、と言える。

聖六坊の苦境は、町奉行所の防犯的観点から見れば、最後の関門を崩壊させかねない危険を孕んでいた。そこで元文4（1740）年4月、南綿町から「押隠し送り参候捨身の死体」を差し戻したことを機に、聖六坊と町奉行所は「向後このような変死者を押し隠して送ってきたら、早速届出る」ことを申し合わせ、その文書¹⁾を旧難波村庄屋が保存している。

上記直後、同年7月、長町の本賃宿から送られてきた不審死体の差し戻し¹⁾では、聖六坊は宿主に「是迄病死人有之節茂取置遣候所、……御吟味強時分成難」（これまで病死人がでたときには受け取ってやったが、奉行所の吟味が強力な時なので受け取れない）と受取を拒否している。押し問答を演じた宿主は、死体火葬後も、町奉行所の吟味が続いた。

上記事例は、申し合わせ以前には不審死体も町奉行所に内証で「病死」扱いの火葬にした可能性を示唆し

ているが、調査が済んだ後の自殺死体は火葬にされたことも示している。上記申し合わせは聖六坊の死体差し戻しと町奉行所への届出を権利義務として確立し、聖六坊の公的役割を強化することにより、基本プロセスを確保するのに役立った。

II-4 埋葬拒否死体

上記⑥埋葬にも、一定の規則があった。問題は1)死罪の者の死体と2)方角違いの相対死の死体の扱いである。前者は町奉行所、後者は聖六坊の行動に係わる。

II-4-1) 死罪の者の死体

寛保元(1741)年5月、「牢屋敷ニ而死罪之者老人之死骸首も添、役人村之者共当墓所ニ持参、埋候様被仰付候段申来候」(牢屋敷で斬首された死骸に首を添え、役人村の者が当墓所に持参し、埋葬するように命じられたと言って来た)という事件¹⁾が発生した。役人村に命令したのは、町奉行所である。

聖六坊は¹⁾、「往古から死罪之者死骸埋申儀無之候」([当墓所は] 往古から死罪の者の死骸を埋めたことはない)と述べ、「何卒御慈悲之上只今迄之通、墓所江埋不申候様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候」(どうかご慈悲のうえ、ただ今までの通り、当墓所へ埋めないように命令してくだされば、有難く存じます)と直ちに願書を提出している。

この一件は町奉行所に聞届けられ、首添え死体は役人村に渡されて決着している。記事によれば、元禄年間にも同様の経緯があったようであるが、上記事件以降に同種の記事は見当たらない。以前述べた通り、刑死死体は月正島に捨てたのである。

なお、ここで埋葬拒否されているのは死罪の死体、すなわち斬首された死体であり、犯罪者の死体すべてではない。犯罪者であっても刑執行前の死亡であれば(首が繋がっていれば)、千日墓所に「引捨」になったことは以前に述べた通りである。

II-4-2) 方角違いの相対死死体

相対死記事34件のうち死体発見場所が千日墓所であるのは僅かに4件、しかも内3件が元禄・宝永年間という古い時期の記事である。墓所に「引捨」になった相対死死体のほとんどが墓所外から運ばれ、さらにそこには鳶田墓所の方がはるかに近い今宮戎6件や天王寺2件、小橋墓地に近い下寺町2件、ついには梅田墓所内で発生した相対死まで含まれている。聖六坊にとっては、「迷惑至極」であった。

享保13(1728)年、今宮戎の相対死死体が運ばれ

たのを機に、聖六坊は「相対死仕候者之死骸、向後方角之墓所へ御捨被成候旨、六年以前卯ノ二月廿四日被為仰付承知仕候」(相対死死体は、今後は方角の墓所へ捨てる旨、6年前[享保8年]の2月24日に命令されたと承知している)とし、この約束の履行を迫る願書¹⁾を町奉行所に提出している。

享保8(1723)年の命令とは、前年制定された心中法度の伝達を指しているが、宝暦2(1752)年4月21日付の願書¹⁾ではその模様を「鳶田・小橋・道頓堀・梅田・吉原・浜之墓、右六ヶ所之墓守共被為御召出」(六ヶ所墓所の聖共を召し出されて[伝達されたではないか])と、聖六坊のみが命令されたのではないことを主張している。

こうして、数度にわたる願書提出にもかかわらず、上記宝暦願書に対する町奉行所の回答は¹⁾「御取上被成筋ニ而無之旨願書御戻し」(取上げる道理はないので願書を返却する)という門前払いであった。実際、諸他の墓所にも相対死死体を送られた記録^{3,4)}があり、町奉行所は、不公平な配分はしていない、という立場をとったのである。

実際、聖六坊の文書でも、「向後方角之墓所へ御捨被成候」という文言は上記の享保13年が初出であり、享保11年の相対死死体の扱いに関する確認文書にも、上記文言は記載されていない。享保8年から13年までの間は、死体に見物が群集し、迷惑であるから晒し場所を代える、という文書はあるが、基本的に相対死死体を受け入れているのである。

次々章に見るように、願書の提出された享保年間、宝暦年間には相対死が流行した時期でもあり、聖六坊にも余裕がなくなったのであろう。願書は聖六坊の悲鳴ではあったが、言い分はご都合主義の印象は免れない。結果、上記で確認したように、千日墓所は外部から相対死死体を受け入れ続けることになった。

III 心中・相対死と刑罰

以下では、心中が相対死という犯罪とされた経緯、相対死の手段・方法、相対死に適用された刑罰を明らかにし、その適用局面について検討する。

III-1 心中から相対死へ

男女の情死は、元禄・宝永年間の記事では、「男女仇死」あるいは「心中」と表記されており、死体は遺族に渡され、犯罪とはされていない。「相対死」は、享保7(1722)年の所謂心中法度で、「男女申合

相果候」ことを意味する法律用語として登場した。それ以降は心中は記事でも「相対死」と表記され、犯罪として扱われている。

相対死という表記は、時の將軍徳川吉宗が男女の情死・心中を嫌悪し、それに儒教倫理の重要な考え方である「忠」に通じる名称を当てること（中と心を入れ替えると心中になる）を言語道断とし、相対死と言うべきである、と主張したことによる。

相対死の実態が歌舞伎等で描かれるようなきれいな事ではないことは、すでに触れておいた。元禄初期、西鶴は⁵⁾さらに「此おもひ死（心中）を、よくよく分別するに、義理にあらず、情けにあらず。皆不自由より、無常にもとづき、是非のさしづめにて、かくはなれり」（心中は義理でも、情けでもない。みな金に困り、生きるのが嫌になり、切羽詰ってこんなことになるのだ）と喝破している。それは、吉宗の嫌悪を共有する見解である。

將軍や一部識者に共有される嫌悪だけでなく、実際に大坂や京都、そして江戸における心中流行がなければ、心中法度は制定されなかったであろう。元禄16（1703）年は大坂・京都で心中事件が多発した年として記憶されている。一説には⁶⁾大坂で46件の心中事件が発生し、92人が死亡したという。同年は、道頓堀竹本座で近松脚本の人形浄瑠璃「曾根崎心中」が大当たりした年でもある。その後も流行は止まず、江戸にも波及した。

Ⅲ－２ 相対死の手段・方法

相対死は、「自害」や「首縊」による事件がほとんどである。

元禄8（1695）年12月、「墓所南之畑」で発見された男女仇死は、歌舞伎の「三勝半七艶姿女舞衣」のモデルになった事件であるが、歌舞伎では互いに咽喉を掻き切って自害している。「曾根崎心中」も自害である。

享保年間まで生きた近松は⁷⁾、刃物による自害心中は「ふる手」であり、首縊を「心中の新物」と観察していた。相対死記事を見ても「自害」は確かに元禄・宝永年間のみで、以降の相対死は「首縊」がほとんどである。

なお、相対死記事には入水自殺である「身投げ」、川流れ」が3件、含まれている。大坂城や幕府機関の堀に浮かんだ死体は役人村の者が「取片付」に従事したが、河川・海は大坂御船手（船奉行）の管轄であり、相対死以外の事件についてどのような処理が行な

われたのか、『文書』では分からない。また相対死記事に、男1人に女2人の事例が1件含まれる。どういう相対死なのか、現代の集団自殺に類似する不可解な事例と言える。

Ⅲ－３ 相対死に適用された刑罰

心中法度条文は、以下の通り⁸⁾である。

男女申合相果候者之事

享保七年極

一、不義にて相対死いたし候もの

死骸取捨 為弔申間敷候

但、一方存命ニ候ハヽ、下手人

一、双方存命ニ候ハヽ、三日晒 非人手人

一、主人と下女相対死致損、主人存命候ハヽ、

非人手人

以下、藤井によると⁹⁾、

「死骸取捨 弔わせ申す間敷候」とは、死体を遺族に渡さず「取捨」にし、死亡者の葬式・埋葬・法要・建墓を許さない、という意味である。「取捨」は簡略な土葬であるが、相対死の場合には衣服をはがした男女の死体を刑場に「晒す」ことを含んだ。

「下手人」は当時の死刑の一種である。御定書では、死刑に鋸挽・磔・火罪・獄門・死罪・下手人という序列があり、最も軽い下手人は斬首のみで済んだ。死罪になると情状により、様者、闕所（田畑・家屋・家財の没収）、引廻が付加されることがあった。様者とは、タメシモノと読み、斬首された胴体を刀の試し斬に使用することである。

「三日晒し（大坂では「肆」とも）」とは、大坂では日本橋、高麗橋の晒場で、公衆の面前に晒すことである。それは本刑「磔」以上の付加刑であるか、本刑としては「女犯の僧御仕置之事」（僧侶に対する閔刑）があるのみである。また付加刑は、本刑に先立って執行されるのが通常であり、生存している罪人に対する刑罰である。

「非人手人」とは、罪人の庶民たる身分を人別改帳から除籍し、非人頭へ身柄を引き渡し、非人人別帳に記載することである。第3項は大坂で発生した事件についての判断であり、反対に下女が生き残った場合には第1項が適用されて死刑となった。封建的主従関係の確保が、その判断基準であった。

Ⅲ－４ 相対死死体の裸晒し

相対死の刑罰で異例なのはやはり、死体を裸にして晒す、という適用局面である。

まず上記条文には、生存者の「晒し」は書かれていても、死体の「晒し」は書かれていない。条文に書かれた「取捨」は死体に「土掛け置き候迄」の簡略な土葬なので、埋葬プロセス中の死体の露出状態を延長すれば、結果は晒しに類似する。しかし、さらになぜ死体は衣類がはぎ取られ、裸にされたのか。

問題は、露出期間の延長および衣類のはぎ取りが意図的であったのか否か、刑罰と認識されていたのか否か、である。この点について、延享2（1745）年6月、役人村が勤めた相対死の番人の心得を記した文書³⁾に、以下の問答が記録されている。

役人村の者が「死骸引捨申義ニ候得ハ衣類取帰り候哉」（死骸を引捨てたなら衣類は取って帰ってよいか）と尋ねたところ、町奉行所から「見苦敷被成御肆[晒]被成候が御仕置」（見苦しくして晒すのが御仕置というものだ）という回答を得た、それで役人村では「依之御意被成候」（これで許可が下りた）と判断した、と言うのである。

この文書によると相対死した死体の裸晒しは、刑罰として意図的に行なわれていたことになる。死骸の衣類は、役人村の役得となった。

役人村の者を番人につけたのは、遺族による死体奪取を阻止するためである。かれらにとって、身内の者の裸の死体が晒されるなど、人情として堪えがたかったに違いない。享保8（1723）年の相対死では¹⁾、男の親類が再三、死体を法善寺へ移し、何かで覆ってくれと懇願しており、実際他の相対死では死体が盗まれるという事件が発生している。

しかし町奉行所は³⁾上記問答直後の7月、「裸のままではあまりに見苦しいので、これからは単衣に帯紐を着けて晒せ」と見解を変えた。とは言え、『撰陽奇観』の寛政5（1793）年の記事¹⁰⁾にも、坂町心中の「此の婦陰門の毛多かりしゆへ毛の心中といひふらす其の評判高く見物群集せしゆへ其後心中の男女をさらず事止む」と再度伝えられている。

晒しの中止がこのように何度も記事になるのは、中止と中止のあいだに晒しが行なわれていたからである。中止は、上記のように野次馬が集まり、不都合が生じてきたからである。墓所でも、群集によって本来の葬礼業務に支障が出たため、上記に見た願書を提出したり、相対死死体の晒し場所を代えたりしている。

死体の裸晒しが、庶民に対する見せしめを狙ったものであったとしても、上記のように庶民の劣情を煽ったことは見逃せない。さらに相対死の仕方によっては、死体の裸晒しが死刑の秩序から逸脱していないか、疑

問が生じる事態も生じる。

たとえば、寛保3（1743）年の新難波町前川で発生した身投げ事件¹⁾では、女は死んだが、男は生き残った。相対死が疑われたため、女は仮埋めにされ、男は詮議（取り調べ）の結果、相対死に決着し、千日刑場で斬首になった。女は掘り出され、男の首添え死体とともに千日墓所灰除場に取り捨てられている（晒されている）。

仮埋期間（詮議期間）がどれくらい分からないが、埋められた女の死後変化は避けられない。女は、この上なくグロテスクな姿を晒したことになる。そこに、男の首を添えた裸の胴体が並べられたのである。しかし獄門でも晒されたのは、首だけである。磔でも、下帯や腰巻くらは着けていたであろう。

なお、相対死では基本的に取捨が最後の手続きであるが、享保14（1729）年の座頭と素人女の相対死では¹⁾、京の惣検校から「焼捨」の願書が届き、聞届けられ、取捨後に焼き捨てられている。盲人組織の当道には、庶民とは異なる埋葬規則があったようである。

IV 単独自殺の死体の扱い

以下では、個人が単独で「自害」、「首縊」した、単独自殺の死体の扱いを明らかにし、それが近世村落共同体のように公共的問題ではなく、私的問題として扱われたこと及びその結果を検討する。単独自殺には、① 非人垣外における自殺、② 墓所内での自殺、③ 他所での自殺の記事がある。以下では、上記を分けて概観する。

IV-1 非人垣外における自殺

非人垣外の自殺記事16件すべてにおいて、上記の基本プロセスが踏まれている。自殺方法は、1件の自害のほかはすべて首縊である。性別は、圧倒的に男性が多く、女性は2件である。1件の不明を除き、15件の埋葬すべてが「取片付」になっている。

ただし、安永年間の2件（1776、1780）では、自殺認定から埋葬のあいだに「江戸表御伺」の期間があり、寛政・文化年間になると「村預ヶ」の後に「取片付」になる死体が出てくる。いずれにせよ、「取片付」以前に「仮埋」期間が見られるのである。

「江戸表御伺」は、キリスト教棄教者の扱いを想起させる。例えば¹⁾元禄10（1697）年、転切支丹孫七の女房妙珍（享年84歳）は、「病死」で死亡時は竹林寺に属したにもかかわらず、死体は竹林寺に塩詰め保存

され、切支丹奉行の下知・指図を待った。自殺記事に、自殺者がキリスト教棄教に関連しているか否かについて、確たる証拠が見出されるわけではない。しかし、上記②、③の自殺記事に「江戸表御伺」は見られないのである。

また、非人垣外における自殺記事の初出は宝暦13(1763)年である。それ以前にも墓所内では自殺が発生しているため地区的対照性が際立つが、初期の垣外住民にはキリスト教の影響が濃厚であった可能性を考えることができる。キリスト教は自殺を神に対する反逆と捉えるため、ヨーロッパ諸国には自殺死体を引廻し、廃棄する刑罰が存在した。

なお、非人垣外が地元であるためか、庄屋の記述も詳細であり、自殺者の自殺直前の様子について記述している記事がある。その様子を列挙すると、

「気むら」、
「気むら病氣」、
「病氣有之、気むら相見へ」、
「病氣ニ而全体思詰候氣質」、
「風邪相煩葉養生中與風乱心体」、等々である。
「気むら」とは、『日本国語大辞典』（小学館）によると、「感情の変化が激しく、気分むらがあること」であり、精神医学でいう気分障害、うつ病を連想させる言葉である。そしてそれが他の身体的な「病氣」と結び付けられていることは、現代と似ている。また他に「暇遣（解雇）」直後の自殺もあり、この点でも現代と似ている。

IV-2 墓所内での自殺

墓所内の自殺記事19件すべてにおいて、基本プロセスが踏まれている。そのうち元禄年間の3件、文化年間の1件の自害を除いて、すべて首縊である。また記録に残る性別は、すべて男である。

安永年間までの14件のうち、9件に自殺認定後に「三日晒し」の記録がある。しかもそれらには「場所ニ」と付く記事が含まれ、自殺現場で三日間、死体がそのまま放置された可能性がある。

上記9件の埋葬は、「土葬取置」、「土葬取片付」、「仮片付」、つまり土葬にされ、「建札」がされている。「三日晒し」とされながら、身元保証人が名乗り出たのは記録上、1件のみである。この1件は、身元保証人の依頼で聖六坊が葬っている。聖六坊の職務から、この死体は火葬されたものと推測される。

しかし天明年間以降の5件には、この「三日晒し」の記述はなくなり、「仮片付・六ヶ月（見合）建札・

本片付」あるいは「取片付・六ヶ月（見合）建札・其の儘片付」と記述されるようになる。「三日晒し」という手続きがなくなったのか、それとも記述がなくなっただけなのか、記事からは分からない。

残り5件は、死に際に自らの素性を告げた者、他の注進があった者、薩摩屋敷関係者と知れた者、さらに首縊に失敗し、医者の治療によって「快気立去」となった者、不明1件である。以上のうち前3件は、自殺認定時に身元保証人が判明していた者であり、死体が引き取られている。薩摩藩からは、礼金が聖六坊に支払われている。

IV-3 他所での自殺

他所で発生した自殺死体が千日墓所に運ばれてきた記事は、13件である。うち1件は、町奉行所従士（武家）が「乱気ニテ自害」し、竹林寺へ埋葬を依頼したが断られ、聖六坊が引き取り、「土葬」にしている。さらに、8件は差し戻し事例である。

残り4件は、すべて殺人者の自殺である。松屋町の事件では商家の倅が親を殺して自害したが、墓所に「引捨」になっている。また両替商の倅を殺した武家の倅は玉造の伯父の屋敷門前で自害したが、墓所に「仮埋」された。この事件では、死体奪取を警戒して役人村が警備に当たっている。

残り2件は、垣外住民が関係している。1件は、垣外住民の女が雪隠で他村の男に殺され、女は「仮片付」され、男は首を縊っている。この事件では、男の村の庄屋から過料が払われている。もう一件は住民夫婦の事件で、夫が妻を殺し、夫が後追い自殺している。相対死とはされず、夫は「取片付」けられている。

IV-4 単独自殺の私事化とその結果

近世村落共同体においては、自殺者の葬送は共同体全体によって行われたが、共同墓地に埋葬することは許されなかった。共同墓地が共同管理下にあったため、そこから排除するという取り決めは共同体の総意に基づいていた。自殺は、共同体の公的問題であった。

しかし都市大坂において一般の葬送・埋葬は、聖六坊や水茶屋といった専門業者の助けを借りて、死亡者の遺族関係者が主体となった。かれらは必然的に、都市大坂に依存する小集団、個人である。単独自殺でも、吟味が決着し、遺族関係者がいれば死体が返され、一般同様に火葬にされた。単独自殺は、都市大坂から見れば、私的問題にすぎなかった。

単独自殺が私的問題である以上、自殺行為そのもの

を非難することはできなかった。しかし同じ理由で、千日墓所のような公共性の高い空間で実行される自殺行為は、公的空間の私的侵害とみなされ、非難されたと考えることができる。墓所内での死体の「三日晒し」には、それが刑罰名称でもあり、非難の意味合いを考えずにはいられない。

もちろん、この「三日晒し」には遺族関係者への告知、死体引き取りの督促といった実務的意味もあったであろう。しかし告知なら「建札」が、死体保存なら「仮埋」という方法があり、三日過ぎれば、実際にそうした措置が取られている。しかも死体が晒されたなら、遺族関係者も名乗り出にくくなるであろう。事実、名乗り出たのは記録上1件のみであった。実務的意味に従うと、目的に見合う効果が得られなかったのである。

しかし家屋内など、私的空間で自殺行為が実行されたとしても、検使役の検死行為は私的領域への公的介入である。さらに『無冤録述』は²⁾、「すべて女などの屍を改める時に、座敷の内にて改めを請うとも何分にも大路にかき出し、隣近所の者も知るようにして改めるべし」と述べている。死亡者がたとえ女性であっても、公衆の面前で、体表検索を微細に行なえ、と言うのである。

検死行為じたいは刑罰ではないが、公衆の面前で体表検索を行なえば、相対死死体の裸晒しに類似する「見苦しい」効果が生じるのは明らかである。遺族関係者が身内の自殺を届出ることを躊躇したとすれば、上記効果と無関係ではない。かれらは、身内が辱められるのみならず、自らは他殺行為を疑われ、世間の好

奇の眼差しに耐えなければならない。

近世村落共同体に見られた、遺族が自殺者の死体を非難し、死体を共同墓地外に埋葬する儀礼は、遺族を共同体に再統合しつつ、遺族の自殺者への愛惜感情を保存するのに役立つと思われる。波平によると¹⁾、村落共同体は遺族を包摂しつつ自殺者の自殺原因について語り継ぎ、経験として教訓化し、伝説化しさえして自殺予防に役立てた。

都市大坂の近隣に共同性が欠けるわけではないが、村落共同体と比較にならない大量の人と物の移動のために、周囲の人々は遺族への係わりを深めることができず、遺族は自殺者に対する非難と愛惜へと分裂した感情を表出する機会を失ってきた。周囲の人々と遺族の分離、遺族の分裂した感情の内面への抱え込みは、新たな病理の温床を形成する。

自殺が基本的に希少現象であるために放置されがちであったが、都市においては自殺のポストベンションが課題として浮上してきたのである。しかもそこでは、遺族の感情的問題の解決のみならず、周囲の人々の関与が可能な感情の落ち着け方が求められており、結局、新たな儀礼の創出が必要になっている。

V 法的規制による自殺予防

最後に、これまで見てきた相対死と単独自殺の記事数の推移に規則性を探求し、心中法度の社会的意義について検討したい。

表1は、単独自殺と相対死の記事を17世紀末から

表1 相対死と単独自殺の期間別記事件数

	単独自殺						相対死	計
	殺人者の自殺	武家	差し戻し	非人垣外	墓所内	小計		
1680～1689					1	1		1
1690～1699					1	1	1*	2
1700～1709					2	2	2*	4
1710～1719					1	1		1
1720～1729		1				1	9	10
1730～1739			3			3	1	4
1740～1749	1					1	1	2
1750～1759	1				2	3	4	7
1760～1769				2	4	6	12	18
1770～1779				2	3	5	2	7
1780～1789	1		5	3	2	11	1	12
1790～1799	1			5		6		6
1800～1809				2		2		2
1810～1819				2	3	5	1*	6
計	4	1	8	16	19	48	34	82

*：墓所内

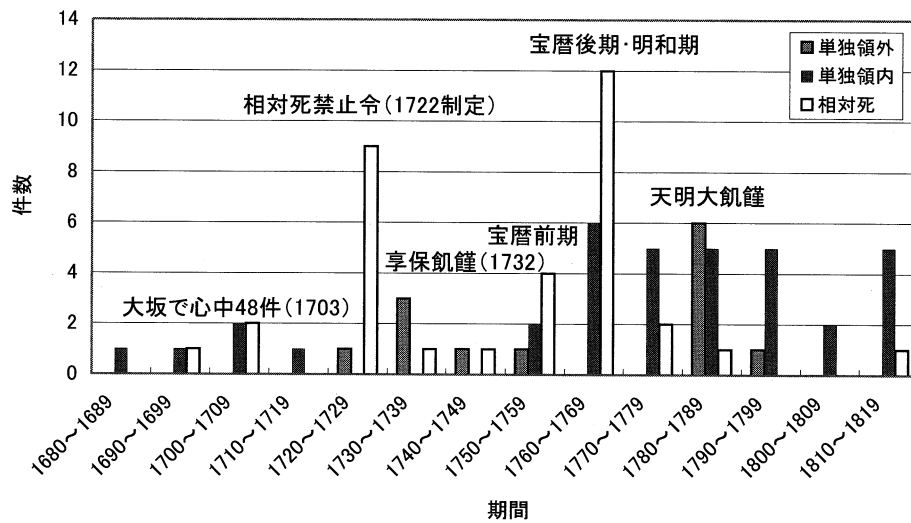


図1 領内外単独自殺と相対死の記事件数の期間別推移

10年ごとに数え上げたものである。この際、記事の日付は和暦からグレゴリオ暦に変換している。単独自殺のうち、殺人者の自殺、武家の自殺、差し戻しは旧難波村領外で発生した自殺であり、非人垣外、墓所内は領内で発生した自殺である。墓所で発生した相対死が含まれる数字には、「*」を付けた。図1は表1に基づいて、単独自殺を旧難波村領内・領外に分け、相対死とともに記事数の推移をグラフにして示し、時代背景を書き入れた。

V-1 考察の条件

都市大坂の自殺を考察対象とするならば、難波村領外の単独自殺、特に差し戻しの記事数には暗数を想定しなければならない。

しかし領内の単独自殺については、非人垣外の転切支丹類族の存在、墓所内の徘徊野非人の存在があり、町奉行所の関心が常に向けられ、監視されていたため、発生した自殺を曖昧に処理したり、隠したりすることは困難になった。初期の非人垣外に自殺記事が見当たらないことについても、自殺を厳禁するキリスト教の影響を考慮することができ、また『文書』の落丁を想定しても相当不自然である。以上から、領内の単独自殺の記事数は実態を表していると期待できる。

相対死には、暗数を想定しなければならない。実際、諸他の六ヶ所墓所にも相対死死体の晒しの記録^{3,4)}を確認することができる。そして聖六坊の願書に対して町奉行所は不公平な配分を否定している以上、千日墓所が忙しいときは諸他の墓所も忙しく、墓所の規模に応じて相対死死体が集まることになった、と考えられ

る。とすれば、相対死記事数の推移には、都市大坂における相対死の増減のリズムが反映していると考えられる。

V-2 相対死の流行と終息

表1・図1には、相対死の流行が認められる。1720年代と1760年代である。前者は飢饉前の享保年間、後者は宝暦後期・明和年間である。明和年間の相対死頻発は、『至享文記』⁴⁾にその傍証がある。いずれの時期も政治的には天下泰平、農民の募る不満を他所に、商工業に係わる町人は経済的繁栄を享受した時代であった。

享保7(1722)年制定の心中法度は、当然、心中を予防することを狙った法律である。しかし1720年代の9件は、すべて1723年以降の相対死である。この9件が減少した結果なのか、増加した結果なのか、それを判断するために必要な心中法度成立以前の確実な数字は見当たらない。

しかしながら、1720年代から1730年代にかけて、相対死が9件から1件へ減少しているのは確かである。1730年代初頭には、享保飢饉が発生している。また宝暦後期・明和年間の相対死流行も、天明飢饉とともに終息している。こうして相対死の流行が経済的繁栄期に当たり、終息が飢饉という経済的破滅期に当たることは、印象深いことである。

以上から、1)相対死流行を阻止したのは飢饉であり、2)法的規制は自殺予防に役立たない、と言うべきか否か、が問題である。特に2)は、根拠もなく世論上まかり通っており、是非検証が必要な論点である。

V-3 単独自殺記事数の推移

数度の飢饉を含む天明大飢饉が発生した1780年代には、表1によると単独自殺は種類の数でも記事数でも最大になっている。天明年間の荒れた世相を反映する数字ではある。自殺予防の観点から言えば、飢饉が相対死流行を阻止したとしても、それが単独自殺を増加させたのでは意味がない。前節1)もまた、意味がなくなる。

しかし相対死増加期に単独自殺は比較的少なく、相対死減少期には単独自殺が増加するとすれば、それらには単なる形態上の差異以上に発生要因上の差異が窺われる。こうした対照性は、デュルケーム、E.によるアノミー的自殺と宿命論的自殺を想起させる。

V-4 アノミー的自殺と宿命論的自殺

デュルケームは¹²⁾生存機会が増加するはずの経済的繁栄期に自殺が急増する現象に着目し、アノミー的自殺の発生要因を分析している。すなわち、経済的好況期には人々の視野が広がり、欲求の対象もまた広がる。新しい対象は反対に人々の欲求を刺激し、喚起する。こうした拡大スパイラルのもと欲求が社会規範の規制作用を突破すると、対象は無限化し、欲求を喚起し続け、肥大化した欲求そのものが苦痛の源泉となる。

他方、宿命論的自殺の事例として、デュルケームは西インド諸島における物的・精神的独裁下で頻発した奴隷の自殺を挙げている。近世大坂でも飢饉時には、物的・精神的要求が極限まで抑制された。限度を超えた物的窮乏は、生きる意志を挫くのに十分である。見てきたように、飢饉時には行倒死のみならず、自殺も多発した。

このようにアノミー的自殺が欲求肥大の病理とすれば、宿命論的自殺は欲求萎縮の病理と言える。欲求が「∞」か「0」という両極端に振れると生存したいが問題化するとすれば、それは欲求を適正範囲に規制すべき社会規範が新しい現実に対応できず、有名無実化しているからである。

社会規範が想定する役割関係に個々人の行動が対応しなくなった以上、その再建には個々人間の行動の均衡、社会規範の再構成、それらの相互適応の試行が必要になる。デュルケームの論理に従えば、自殺予防のために法的規制は不可欠の論点となる。

V-5 心中・相対死のアノミー的性格

デュルケームはアノミー的自殺の基本的性格を¹²⁾、無限という病に陥り、満足できない欲求に焦点をあわせて、満足を求める「焦燥」と現状に対する「嫌悪」と表現している。その二次的変種として、「生一般に対する非難」、「特定人物に対する非難」を挙げ、自殺行為が殺人行為をとまなうことがある点を指摘している。また欲求の拡大スパイラルが生じやすい人々が、商工業に従事する人々であることも指摘している。

以上のアノミー的自殺の性格・特徴は、近松の脚本にも見出される。

この世で添えない恋ならばあの世で添おう、という主題は、女たちの自らの境遇に対する「嫌悪」に基づいている。西鶴は⁵⁾心中を「端女郎の仕業」と見切ったが、親兄弟の借金に縛られ、身をひさぐ廓生活にあって、女たちが人として生きる真実、人並みの希望を抱かなかつたとは言えない。しかし光が影を映すように、希望が輝けば境遇の悲惨さも明瞭にならざるを得ない。恋が希望を鼓吹すれば、現状はますます「嫌悪」にまみれる。

近松の描く男たちは、「商家」の手代や「職人」の弟子といった、半人前が多い。かれらは、今に女を身請けする希望を膨らませている。しかし親友や権威に裏切られたり、騙されたりして銭の始末に行き詰まり、万事休してしまふ。男たちは自分を嵌めた敵対者（特定人物）への憤怒のなかで、女との心中を思い立つ。近松の道行文の簡潔さは、追われて死に急ぐ二人の哀切、「焦燥」を見事に際立たせている。

相対死では、男が女を殺し、後追い自殺をする事例があることは、すでに述べた。デュルケームは無差別殺人後の自殺に注目しているが、自他の区別もなく「生一般」を軽視しなければできない行為である点では同じである。

V-6 千日墓所内の自殺空白期間

デュルケームは規範的空白を埋める集団的環境の構築（同業組合再建）を処方箋としたが、わが国にはヨーロッパのような同業組合の歴史はない。そこでここでは、心中法度や諸規則による自殺予防効果についてももう少し詳細に検討する。限定的ではあるが、それらによる自殺予防効果を見出すことができるのである。

表1から、墓所内は期間平均1.6件という自殺多発区域であるが、墓所内で発生した単独自殺と相対死には発生空白期間が認められる。この空白期間の詳細を示すと、

- 1) 相対死は、宝永4（1707）年から文化14（1817）まで110年間発生していない、
- 2) 単独自殺は、正徳4（1714）年から宝暦7（1754）年まで40年間発生していない。

上記の空白期間中、享保7（1722）年に心中法度が制定されている（図1）。この制定時を起点にしても、相対死は95年間、単独自殺は32年間、墓所内で発生していない。これらの期間は、制定時によって短縮されているとは言え、相対死、単独自殺の発生間隔のなかで比較しても最長である（表2）。

表2 墓所内自殺の発生間隔

単独自殺		相対死	
発生年	発生間隔	発生年	発生間隔
1687		1695	
	11		6
1698		1701	
	3		6
1701		1707	
	1		15
1702		1722	
	12		95
1714		1817	
	8		
1722		1722：心中法度制定	
	32		
1754			
	3		
1757			
	7		
1764			
	0		
1764			
	1		
1765			
	1		
1766			
	7		
1773			
	2		
1775			
	3		
1778			
	6		
1784			
	5		
1789			
	25		
1814			
	4		
1818			
	1		
1819			

さらに上記期間に千日墓所では、享保年間、宝暦後期・明和年間の2度の相対死流行を完璧に遮断し、墓所内で単独自殺が発生しなかっただけでなく、墓所外で発生した単独自殺についても聖六坊が発見し、町奉行所に届出ている。

『文書』最後の相対死記事¹³⁾は、夜八ツ時（午前2時頃）、墓所内を見廻る非人番が人音を聞きつけ、死亡した男の傍らで女が蘇生しかけているのを発見し、早速、聖六坊ら各方面に連絡し、医師の治療で回復した女は相対死を否定し刑死を免れた、と伝えている。

自殺が行為である以上、自殺を抑止するの行為である。真夜中でも非人番が墓所を見廻り、聖六坊らも協力して挙動不審者に対応し、瀕死者を発見すれば医師の治療・療養等を受けさせるなどの救命措置の義務を負った。こうして上記期間の延長は偶然ではなく、「墓所内では自殺を許さない」と、聖六坊や非人番ら千日墓所関係者が細心の注意と行為を持続させた成果である、と言える。

V-7 心中法度と自殺予防

しかし千日墓所関係者の予防的行為は最初から明確であったわけではなく、心中法度、行倒非人の届出義務の制定によって明確になったのである。

心中法度の制定以前、死体は遺族関係者に返され、心中を構成する殺人行為は不問に付されていた。他所で発生した単独自殺は、長町木賃宿主との押し問答に見たように、町奉行所に届出ずに内証で「病死」として火葬にすることもあったらしい。墓所内で発生した単独自殺も、死体を野非人として処理することも可能であったはずである。

しかし心中が犯罪とされることで、それを構成する殺人行為と自殺行為がともに犯罪として罰せられることになった。単独自殺は、死因となった外傷に他者の行為が関与していないと証明されない限り、墓所では扱えなくなった。また町奉行所が野非人の死亡に関心をもつようになれば、そこに自殺死体を紛れ込ませることもできなくなった。

このように犯罪捜査を首尾一貫させるプロセスを通して、千日墓所は町奉行所を中心とする防犯体制に組み込まれ、その一端を担うようになった、と言える。千日墓所関係者の自殺予防は、防犯活動の一環として行なわれたのである。防犯活動が共同体構成員の普遍的義務であるからこそ、墓所関係者の関心は墓所内に留まらなかったのである。

V－結語

心中法度の都市大坂における意義は、相対死について判断がゆれる世論に対して、それが都市共同性の存続を脅かす危険な行為であり、阻止すべきである、という世論の良識的見解を支持し、防犯体制を確立する社会的コンセンサスの基軸となりえたことである。

心中法度のグロテスクな刑罰を現代に復活させることは問題外であるが、危険には警戒と予防が必要であることは、今も昔も変わらない。大事なことは自殺を脅威と見なす社会的コンセンサスを確立し、維持することであり、そのために刑罰による威嚇が不要になったわけではない。特に結果が無差別テロになりかねない硫化水素自殺が流行している近年においては、刑罰の威嚇なしにその行為の犯罪性を訴える術はないであろう。

その上で注目すべきは、聖六坊や非人番は刑罰を執行する立場になく、ただ自分たちの職業的責任と義務を遂行することによって自殺予防に貢献した、という事実である。聖六坊の仕事は死体を対象としたが、人々の人生・生命に係わらずには済まなかった。われわれの職業もまた、係り方が異なっても、人々の人生・生命に係らないものはない。

われわれがそれぞれの職業を通して「生命の尊厳」に係わることを洞察し、その職務を十分に遂行する体制を再度築くことができれば、自殺者の企図を多種多様な方向から囲い込み、圧力をかけることができる。この圧力は、自殺の個人的要因にはその抑止力として役立つことができるはずである。しかもこの圧力は、世論によって支持もしくは強制された利他主義を傷つけることもない。

千日墓所の死亡埋葬記録の分析に基づけば、法的規

制は自殺予防に役立たない、というのは間違っている。法律は、自殺者の企図を直接拘束することができなくとも、かれの生活に多方面から係る人々の市民的・職業的責任と誇りに訴えることによって、周囲から自殺者の企図、行為を阻止する社会状態を構築することに役立つのである。

引用・参考文献

- 1) 岡本良一, 内田九州男. 道頓堀非人関係文書上巻(清文堂史料叢書 第8刊). 大阪:清文堂;1974.
- 2) 河合甚兵衛. 無冤録述. In:尾佐竹猛編. 犯姦集録. 東京:三崎書房;1972. p. 1-88.
- 3) 盛田嘉徳. 撰津役人村文書. 大阪:大阪市浪速同和教育推進協議会;1970.
- 4) 大阪市史編纂所. 近世大坂風聞集(大阪市史史料第24輯). 大阪:大阪市史料調査会;1988.
- 5) 井原西鶴. 流れは何の因果経. In:諸艶大鑑(対訳西鶴全集. 麻生磯次, 富士昭雄訳註;2). 東京:明治書院;1992. p. 300-5.
- 6) 長谷川強校註. 元禄世間咄風聞集. 東京:岩波書店;1994. p. 327.
- 7) 近松門左衛門. 今宮の心中. In:近松全集 第7巻(近松全集刊行会). 東京:岩波書店;1978. p. 218-73.
- 8) 石井良助. 徳川禁令考 後集第三. 東京:創文社;1990. p. 87.
- 9) 藤井嘉雄. 大坂町奉行と刑罰. 大阪:清文堂;1990. p. 263-7
- 10) 濱松歌國. 撰陽奇観 其五.(船越政一郎編. 浪速叢書 第五). 東京:名著出版;1978. p. 179.
- 11) 波平恵美子. 日本人の死のかたち. 東京:朝日新聞社;2004. p. 104-8.
- 12) デュルケーム, E. 自殺論(宮島喬訳). 東京:中央公論社;1985.
- 13) 岡本良一, 内田九州男. 道頓堀非人関係文書下巻(清文堂史料叢書 第9刊). 大阪:清文堂;1976.